

旧	新
<p style="text-align: center;">輸出手形保険手続細則</p> <p style="text-align: right;">平成13年4月1日 01-制度-00029 沿革 平成13年9月21日 一部改正 平成14年2月1日 一部改正 平成14年10月25日 一部改正 平成15年3月12日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成16年4月16日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(荷為替手形の買取通知)</p> <p>第3条 第1項 (略)</p> <p>2 前項の場合に際し、銀行は、当該通知に係る支払人が、海外商社名簿(平成13年4月1日 01-制度-00063「海外商社名簿について」)において、<u>E E、E A、E F</u>又はE Mに格付けされている場合は、日本貿易保険が別に定める規定に従い、あらかじめ保険関係が成立する保証枠の範囲内である確認を受けるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険手続細則</p> <p style="text-align: right;">平成13年4月1日 01-制度-00029 沿革 平成13年9月21日 一部改正 平成14年2月1日 一部改正 平成14年10月25日 一部改正 平成15年3月12日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成16年4月16日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 <u>平成18年3月 日 一部改正</u></p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(荷為替手形の買取通知)</p> <p>第3条 第1項 (略)</p> <p>2 前項の場合に際し、銀行は、当該通知に係る支払人が、海外商社名簿(平成13年4月1日 01-制度-00063「海外商社名簿について」)において、<u>E E格、E A格、E M格</u>又はE F格に格付けされている場合は、日本貿易保険が別に定める規定に従い、あらかじめ保険関係が成立する保証枠の範囲内である確認を受けるものとする。</p> <p>以下 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成18年4月1日から実施する。</u></p>